目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等(第4条-第10条)
- 第3章 給水装置工事主任技術者(第11条-第12条)
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務(第13条-第17条)
- 第5章 雑則 (第18条-第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、山添村簡易水道事業給水条例(平成28年12月山添村条例第27号。以下「条例」という。)第7条に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 法 水道法 (昭和32年法律第177号)をいう。
 - (2) 政令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
 - (3) 施行規則 水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号)をいう。
 - (4) 給水装置 需要者に水を供給するために本村が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
 - (5) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。
 - (6) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事業者は、法、政令、施行規則、条例及び山添村簡易水道事業給水条例施行規程(平成28年12月山添村告示第57号)並びにこれらの規定に基づく村長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により

行う。

- 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者 指定申請書(様式第1号)に次に掲げる事項を記載し、村長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の 氏名
 - (2) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者で あることを誓約する誓約書(様式第2号)
 - (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあって はその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し (指定基準)
- 第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認める場合は、同項の指定をしなければならない。
 - (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2 年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに 足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員の内にアからエまでのいずれかに該当する者

があるもの

(指定工事業者証の交付)

- 第6条 村長は、第4条第1項の指定を行った場合は、速やかに指定工事業者に 山添村指定定給水装置工事事業者証(様式第3号。以下「指定工事業者証」 という。)を交付する。
- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出た場合又は第8条の規定により指定 の取消しを受けた場合は、指定工事業者証を村長に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出た場合又は第9条の規定により指定 の停止を受けた場合は、指定工事業者証を村長に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失した場合は、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

- 第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期限の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間 は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
- 5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、村長は、指定 給水工事事業者から指定工事事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業 者証を交付するものとする。

(変更等の届出)

- 第7条 指定工事業者は、次に掲げる事項に変更のあった場合又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開した場合は、次項に定めるところにより、 その旨を村長に届け出なければならない。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から 30 日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)に次の 書類を添えて村長に提出しなければならない。
 - (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合 指定工事業者証

- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合 法人にあっては定款又は寄附 行為、登記事項証明書及び指定工事業者証、個人にあってはその住民票の 写し及び指定工事業者証
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合 第4条第3項第1号に規定する 誓約書及び登記事項証明書
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止した場合は、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開した場合は、当該再開した日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第8条 村長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条 第1項の指定を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けた場合
 - (2) 第5条各号に適合しなくなった場合
 - (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
 - (4) 第12条各項の規定に違反した場合
 - (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適 正な工事の事業の運営をすることができないと認められる場合
 - (6) 第16条の規定による村長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない場合
 - (7) 第17条の規定による村長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合
 - (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが多大である場合

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、1年を超えない範囲内で期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の告示)

- 第10条 村長は、次に掲げる場合は、告示するものとする。
 - (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定した場合
 - (2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定給水装置 工事事業者の指定を更新したとき。
 - (3) 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休 止又は再開の届出があった場合

- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消した場合
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止した場合 第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

- 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合にお ける配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上 の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

- 第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、 事業所ごとに、主任技術者を選任し、村長に届け出なければならない。
- 2 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至った場合は、当該事 由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、村長に届け出な ければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任した場合は、給水装置工事主 任技術者選任・解任届出書(様式第6号)により、遅滞なくその旨を村長に 届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がない場合は、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

- 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名

すること。

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の 施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給 水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用 すること。
- (6) 施行した給水装置ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - 才 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審查)

- 第14条 指定工事業者は、条例第7第2項に規定する設計審査を受けるため給水装置工事申込書に次に掲げる書類を添付し、村長に申請しなければならない。
 - (1) 付近位置図、平面図、立体図、使用材料の名称等を記載した工事実施 書
 - (2) 給水装置の所要水量及び同時使用率等を明らかにする書類
 - (3) その他管理者が必要と認める書類
- 2 前項の設計審査の対象となる範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 給水栓まで直接給水する場合 給水栓まで

- (2) 貯水槽を設置する場合(次号に該当する場合を除く。) 貯水槽への入水口まで
- 3 前項第2号の場合において、管理者が必要と認めたときは、貯水槽以下の 給水設備の設計図を提出しなければならない。

(工事検査)

- 第15条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する工事検査を受けるため、工事完了後速やかに給水装置工事竣工届を村長に申請しなければならない。
- 2 指定工事業者は、工事検査の結果手直しを求められた場合は、指定された 期間内にこれを行い、改めて村長の工事検査を受けなければならない。 (主任技術者の立会い)
- 第16条 村長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水 装置の検査の必要があると認める場合は、当該給水装置に係る給水装置工事 を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号の規定により 指名した主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術 者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 村長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(審查委員会)

- 第18条 村長は、第8条の規定による指定の取消し及び第9条の規定による指定の停止に関して、公正の確保と透明性の向上を図るため、山添村指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(講習会)

第19条 村長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月山添村告示第17号の2)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(表 面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

山添村長様

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称住 所代表者氏名

Ø

水道法第16条の2第1項の規程による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規程に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名				
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名			
事業の範囲				
機械器具の名称、性能及び数別紙のとおり				

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行 う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水 装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
当該給水区域で給水装置工事の事業を行 う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水 装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機械器具調書

年 月 日 現在

種	別	名	称	形式、性能	数	量	備	考
7里	7)1	71	Λ/ 1 ,		奴		V⊞	77

⁽注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機 械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号のイからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者 氏名又は名称印住 所代表者氏名

山添村長 様

山添村指定給水装置工事事業者証

指定第 号

氏名又は名称 住 所 代表者氏名

上記の者は、山添村指定給水装置工事事業者であることを証する。

<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

有効期限 年 月 日までとする。

山添村長

卽

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

山添村長 様

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規程に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フ リ ガ ナ 氏名又は名称							
住所							
フ リ ガ ナ 代表者の氏名							
変更に係る事項	変	更	前	変	更	後	変更年月日

磨止 指定給水装置工事事業者 休止 届出書 再開

山添村長様

年 月 日

届出者

廃止 水道法第25条の7の規程に基づき、水道装置工事の 休止 の届出をします。 再開

フ リ ガ ナ 氏名又は名称	
住 所	
フ リ ガ ナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・ 再開) の年月日	
(廃止・休止・再開)の理由	

給水装置工事主任技術者 解任 編任

山添村長様

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規程に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任 の届出をします。 解任

総水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称

上記事業所で選任・解任する給水 装置工事主任技術者の氏名

総水装置工事主任技 術者免状の交付番号

選任・解任の年月日